

改正案	現行
<p>（社会福祉事業の経営）</p> <p>第三十五条 日本赤十字社は、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、同法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を経営するものとする。</p> <p>2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を経営する場合においては、<u>社会福祉法</u>第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（あらたな社会福祉事業の経営）</p> <p>7 旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して<u>社会福祉法</u>に規定する社会福祉事業を営もうとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>（社会福祉事業の経営）</p> <p>第三十五条 日本赤十字社は、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、同法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を経営するものとする。</p> <p>2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を営する場合においては、<u>社会福祉事業法</u>第七章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（あらたな社会福祉事業の経営）</p> <p>7 旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して<u>社会福祉事業法</u>に規定する社会福祉事業を営もうとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。</p>